

島根県公共工事共通仕様書 特記事項（令和8年度版）

第1条(適用)

令和8年~~4~~10月1日適用

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、林道事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。
1	1	1	2	用語の定義	7	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
					25	当初設計額5千万円以上(税込)の工事においては、情報共有システムの利用を必須とする。
					37	同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質、又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合に監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」によるものとする。 (1) 施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 関連機関との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 ・用地境界 (6) 現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																																																		
1	1	1	3	設計図書の照査等	2	(7) 設計図 ・一般図(必要な項目の記載) ・構造図の基本寸法、座標値、高さ関係の照合 ・各設計図の整合 ・使用材料の明記 ・設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (8) 数量計算書 ・数量計算に用いた記号、寸法の図面との一致																																																																		
1	1	1	4 6	施工計画書	1	受注者が、施工計画書に記載しなければならない事項の標準的内容については、下記のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">記載事項</th><th>内容</th></tr><tr><td colspan="2">工事概要</td><td>工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容</td></tr><tr><td colspan="2">計画工程表</td><td>曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成</td></tr><tr><td colspan="2">現場組織表</td><td>現場の組織、編成、命令系統、業務分担</td></tr><tr><td colspan="2">指定機械</td><td>設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等</td></tr><tr><td colspan="2">主要船舶・機械</td><td>設計図書で指定されていない使用機械</td></tr><tr><td colspan="2">主要資材</td><td>指定材料、主要材料、材料試験方法</td></tr><tr><td colspan="2">施工方法</td><td>主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容</td></tr><tr><td rowspan="4">施工管理</td><td>工程管理</td><td>実施工程の手法・管理方法</td></tr><tr><td>品質管理</td><td>品質管理計画表</td></tr><tr><td>写真管理</td><td>写真管理計画表</td></tr><tr><td>出来形管理</td><td>出来形管理計画表</td></tr><tr><td colspan="2">段階確認</td><td>段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表</td></tr><tr><td colspan="2">安全管理</td><td>安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針</td></tr><tr><td colspan="2">安全訓練の活動計画</td><td>安全教育、安全訓練の実施計画</td></tr><tr><td colspan="2">緊急時の体制及び対策</td><td>事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告</td></tr><tr><td colspan="2">交通管理</td><td>交通管理、交通処理、過積載防止</td></tr><tr><td colspan="2">環境対策</td><td>大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策、希少動植物への配慮、CO₂排出削減・省エネルギーの推進等</td></tr><tr><td colspan="2">現場作業環境の整備</td><td>現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策</td></tr><tr><td colspan="2">再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</td><td>再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画</td></tr><tr><td colspan="2">法定休日、所定休日(週休二日)</td><td>休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法</td></tr><tr><td colspan="2">現場環境改善の実施内容</td><td>特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知</td></tr></table>	記載事項		内容	工事概要		工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容	計画工程表		曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成	現場組織表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担	指定機械		設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等	主要船舶・機械		設計図書で指定されていない使用機械	主要資材		指定材料、主要材料、材料試験方法	施工方法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容	施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法	品質管理	品質管理計画表	写真管理	写真管理計画表	出来形管理	出来形管理計画表	段階確認		段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表	安全管理		安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針	安全訓練の活動計画		安全教育、安全訓練の実施計画	緊急時の体制及び対策		事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告	交通管理		交通管理、交通処理、過積載防止	環境対策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策、希少動植物への配慮、CO ₂ 排出削減・省エネルギーの推進等	現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画	法定休日、所定休日(週休二日)		休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法	現場環境改善の実施内容		特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象	その他		契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知
記載事項		内容																																																																						
工事概要		工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容																																																																						
計画工程表		曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成																																																																						
現場組織表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担																																																																						
指定機械		設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等																																																																						
主要船舶・機械		設計図書で指定されていない使用機械																																																																						
主要資材		指定材料、主要材料、材料試験方法																																																																						
施工方法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容																																																																						
施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法																																																																						
	品質管理	品質管理計画表																																																																						
	写真管理	写真管理計画表																																																																						
	出来形管理	出来形管理計画表																																																																						
段階確認		段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表																																																																						
安全管理		安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針																																																																						
安全訓練の活動計画		安全教育、安全訓練の実施計画																																																																						
緊急時の体制及び対策		事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告																																																																						
交通管理		交通管理、交通処理、過積載防止																																																																						
環境対策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策、希少動植物への配慮、CO ₂ 排出削減・省エネルギーの推進等																																																																						
現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策																																																																						
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画																																																																						
法定休日、所定休日(週休二日)		休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法																																																																						
現場環境改善の実施内容		特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象																																																																						
その他		契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知																																																																						

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																																																	
1	1	1	4 6	施工計画書	追-1	「担当技術者」及び「登録基幹技能者」の現場配置を行う場合は、下記記載例のとおり施工計画書に記載するものとする。 【担当技術者】 ●担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。 ●県工事における担当技術者のコリンズ登録にあたっては、施工計画書（又は変更施工計画書）の現場組織表に「担当技術者名」、担当する「工種、工法・型式」（コリンズ登録体系による）、「職務内容」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認した者に限り承認する。 【登録基幹技能者】 ●総合評価方式において申請した登録基幹技能者の配置にあたっては、施工計画書の現場組織表に「登録基幹技能者名」、担当する「工種、工法・型式」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認する。 （施工計画書記載例） ○計画工程表 計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるバーチャートで作成する。 [計画工程表記載例] <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">数 量</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th></tr><tr><th>工種</th><th>工法・型式</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート構造物工事</td><td>カルハート工</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m</td><td>6/10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>11/20</td></tr><tr><td>素地調整</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td>7/10</td><td>8/10</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">塗装工事</td><td>下塗</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td></td><td>8/10</td><td>9/10</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中塗</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td></td><td></td><td>9/10</td><td>10/10</td><td></td></tr><tr><td>上塗</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10/10</td><td>11/10</td></tr></table> ※工種、工法・型式（コリンズ登録体系）については、下記アドレスを参照 https://cthp.jacic.or.jp/jacic/doc/cor_kouhou_list_all.pdf	項 目		単 位	数 量	6月	7月	8月	9月	10月	11月	工種	工法・型式	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	コンクリート構造物工事	カルハート工	〇〇箇所	〇〇m	6/10					11/20	素地調整	〇〇箇所	〇〇m ²		7/10	8/10				塗装工事	下塗	〇〇箇所	〇〇m ²			8/10	9/10			中塗	〇〇箇所	〇〇m ²				9/10	10/10		上塗	〇〇箇所	〇〇m ²					10/10	11/10
項 目		単 位	数 量	6月	7月	8月	9月	10月			11月																																																												
工種	工法・型式			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20																																																														
コンクリート構造物工事	カルハート工	〇〇箇所	〇〇m	6/10					11/20																																																														
	素地調整	〇〇箇所	〇〇m ²		7/10	8/10																																																																	
塗装工事	下塗	〇〇箇所	〇〇m ²			8/10	9/10																																																																
	中塗	〇〇箇所	〇〇m ²				9/10	10/10																																																															
	上塗	〇〇箇所	〇〇m ²					10/10	11/10																																																														

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																															
1	1	1	4 6	施工計画書	追-1	○現場組織表 現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者、担当技術者、登録基幹技能者を置く工事についてはそれを記載する。 [現場組織表記載例] <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>現場代理人</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>TEL FAX</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>品質証明員</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>TEL FAX</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>現場事務担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>資材担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>労務担当者</td><td>氏名</td></tr> </table> （技術関係者） <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>労務安全担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>火薬類取扱保安責任者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>重機管理担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>機械器具管理担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>交通安全担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>測量出来形担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>安全巡視員</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>写真管理担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>品質管理担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>出来形管理担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>工程管理担当者</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>建設副産物責任者</td><td>氏名</td></tr> </table> 登録建設塗装基幹技能者※ 〇〇 〇〇 工種、工法・型式 〇〇〇工、〇〇工 従事期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>監理技術者又は主任技術者</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>TEL FAX</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>担当技術者</td></tr> <tr><td>〇〇 〇〇</td></tr> <tr><td>工種、工法・型式</td></tr> <tr><td>〇〇〇工、〇〇工</td></tr> <tr><td>職務内容</td></tr> <tr><td>品質管理 出来形管理 写真管理</td></tr> <tr><td>従事期間</td></tr> <tr><td>〇年〇月〇日～〇年〇月〇日</td></tr> </table> 工種、工法・型式欄については、コリンズ登録の工種、工法・型式体系から選択して記述する。 当該担当技術者の現場への従事については、施工計画書の記述どおりであることを発注者が確認できれば、コリンズ登録を承認する。	現場代理人	氏 名	TEL FAX	品質証明員	氏 名	TEL FAX	現場事務担当者	氏名	資材担当者	氏名	労務担当者	氏名	労務安全担当者	氏名	火薬類取扱保安責任者	氏名	重機管理担当者	氏名	機械器具管理担当者	氏名	交通安全担当者	氏名	測量出来形担当者	氏名	安全巡視員	氏名	写真管理担当者	氏名	品質管理担当者	氏名	出来形管理担当者	氏名	工程管理担当者	氏名	建設副産物責任者	氏名	監理技術者又は主任技術者	氏 名	TEL FAX	担当技術者	〇〇 〇〇	工種、工法・型式	〇〇〇工、〇〇工	職務内容	品質管理 出来形管理 写真管理	従事期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
現場代理人																																																					
氏 名																																																					
TEL FAX																																																					
品質証明員																																																					
氏 名																																																					
TEL FAX																																																					
現場事務担当者	氏名																																																				
資材担当者	氏名																																																				
労務担当者	氏名																																																				
労務安全担当者	氏名																																																				
火薬類取扱保安責任者	氏名																																																				
重機管理担当者	氏名																																																				
機械器具管理担当者	氏名																																																				
交通安全担当者	氏名																																																				
測量出来形担当者	氏名																																																				
安全巡視員	氏名																																																				
写真管理担当者	氏名																																																				
品質管理担当者	氏名																																																				
出来形管理担当者	氏名																																																				
工程管理担当者	氏名																																																				
建設副産物責任者	氏名																																																				
監理技術者又は主任技術者																																																					
氏 名																																																					
TEL FAX																																																					
担当技術者																																																					
〇〇 〇〇																																																					
工種、工法・型式																																																					
〇〇〇工、〇〇工																																																					
職務内容																																																					
品質管理 出来形管理 写真管理																																																					
従事期間																																																					
〇年〇月〇日～〇年〇月〇日																																																					

担当技術者として認める者
＝土木工事施工管理基準に定める
施工管理担当者

※「建設塗装」の場合

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	46	施工計画書	2	施工計画の内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出しなければならないが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。
1	1	1	79	工事用地等の使用	3	受注者は、所有者との契約に係る文書(協議記録、承諾書、契約書等)を保管しておくこと。
1	1	1	911	工事の下請負	1	受注者は、下請負人については県内業者(県内に主たる営業所を有する者)を使用するものとする。 ただし、当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所(局)長と前年度の冬期の除雪業務に関して契約を締結した準地域内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。 なお、適切に施工できる県内業者がいない特殊な工事やむを得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面(様式-1)で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。 注) 準地域内業者を県内業者と見なす場合には、前年度の冬期の除雪業務に関する契約書の写しを添付すること。
1	1	1	1214	調査・試験に対する協力	7	「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第16条に基づき、次の事項を義務付けることとする。 (1) 受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき、下請負人の協力を得て必要書類の作成を行い、竣工後の発注者の指定する期日(概ね2ヶ月以内)までに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、次の島根県ホームページ (https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.html)からダウンロードすること。 (2) 受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき提出された資料内容について、発注者からヒアリングを求められた場合、ヒアリング調査に応じなければならない。この場合において、受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。 (3) 受注者は、請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保期間中、「低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領」の定めるところにより、年1回現場調査を行い、発注者に報告を行わなければならない。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	17 19	工事現場発生品	追-1	現場発生品調書は、現場発生品が有価物である場合のみ提出すること。
1	1	1	18 20	建設副産物	4,5,6,7	1. 受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」((一財)日本建設情報総合センター)に、当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムへの入力により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。 2. 受注者は、監督職員から指示があった場合には、計画の実施状況を監督職員に報告すること。 3. 受注者は、工事完了後速やかに、同システムへの入力により「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員から入力内容のチェックを受け、必要に応じて修正を行うこと。システム内で実施書の修正が完了したことをもって、監督職員への実施書提出とみなす(出力しての提出は不要)。完成した実施書は提示書類として整理すること。 上記に加え、「資源有効利用促進法」に定める一定規模以上の工事(※)を施工する場合には、同法に基づく手続き等を行うこと。 (※)一定規模以上の工事(どれか1つでも該当すれば対象となる) 【次の規模の指定副産物を搬出する工事】 (1)土砂:500m³以上 (2)Co塊、As塊、建設発生木材:合計200t以上 【次の規模の建設資材を搬入する工事】 (1)土砂:500m³以上 (2)採石:500t以上 (3)加熱アスファルト混合物:200t以上
					追-1	島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が課税されるので適正に処理しなければならない。
					追-2	請負金額100万円未満の工事であって、建設廃棄物の処理を計画する場合は、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。
					追-3	舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	23 25	施工管理	8	デジタル工事写真の黒板情報電子化について デジタル工事写真の黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 受注者は、電子黒板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要件を満足するものでなければならない。 【導入要件】 ・電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定し自らの負担で調達する。 ・導入できる使用機器は、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものとし、下記URL記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照とする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものでない。 URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」 ・電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)の電子納品については、JACICが提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提示するものとする。 ・その他、国土交通省大臣官房技術調査課通達の「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改正について(令和3年3月26日付け、国技建管第21号)」の運用に準ずる。
1	1	1	25 27	週休二日の対応		週休2日に関連する「1-1-1-4施工計画書(18)法定休日・所定休日(週休二日の導入)」「1-1-1-20竣工検査 4.検査内容(3)週休二日の履行状況 3.検査内容」「1-1-1-21既済部分検査等 3.検査内容(3)週休二日の履行状況」の各条について、次のとおり取り扱う。 ①施工計画書に添付する書類は「島根県週休2日工事試行要領」で定める「休日取得計画表(島根版)」等又は技術者及び技能労働者の休日の確認方法とする。 ②監督員への報告及び検査で確認する書類は「休日等取得実績表」又は「休日取得状況表」とする。 ③次に該当する場合、これらの書類の提出を省略することができる。 ・島根県週休2日工事施行要領における受注者希望型で実施を希望しない工事
1	1	1	27 29	工事中の安全確保	14	受注者は、施工中の工事に関し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、速やかに発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。
					追-1	受注者は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下『雪崩等』という。)」の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。 (1) 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 (2) 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 (3) 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 (4) 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 (5) 雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	27 29	工事中の安全確保	追-1	(6) 工事完成届けを発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、島根県公共工事請負契約約款第55条に基づき協議しなければならない。
					追-2	建設工事における地下埋設物等の破損事故防止対策 受注者は、建設作業による上水道・下水道管、ガス管、電気・通信用ケーブルなどの地下埋設物や電気・通信用架空線等(以下「地下埋設物等」という。)の破損事故を防止するため、「土木工事安全施工技術基準(第3章)」「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編(第5章)」によるほか、以下に留意するものとする。 1. 事前確認および施工計画上の留意点 (1) 地下埋設物等の把握と破損事故防止対策の計画 受注者は、地下埋設物等の事前確認を実施しなければならない。 事前確認とは、受注者において工事履行場所およびその隣接場所等における地下埋設物等の有無とその位置を現地確認することをいう。 これにより、破損事故防止対策を必要とする地下埋設物等があった場合には、(島根県公共工事共通仕様書)1-1-4 施工計画書作成の際、(10)安全管理に、地下埋設物等の破損事故を防止するための対策について記載しなければならない。【変更施工計画書への記載も可とする。】 (2) 地下埋設物等の管理者との協議 受注者は、事前確認または地下埋設物等への近接施工を行なおうとする場合には、地下埋設物等の管理者へ事前に施工時期等について連絡するとともに、協議を行ない必要な防護対策等の安全処置を定めなければならない。 (3) 地下埋設物の現地確認時の留意点 受注者は、地下埋設物の現地確認を行う場合には、次のことを行わなければならない。 [1] 調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議すること。 [2] 埋設位置・深さ等を確認するため、地下埋設物の管理者に立会を求めること。 [3] 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 [4] 試掘調査等の結果は、監督職員へ報告すること。また、その結果により、施工方法等に変更が生じる場合には、設計図書に関して監督職員と協議すること。 2. 施工上の留意点 (1) 監視員の配置 受注者は、地下埋設物等との近接施工の際には、破損事故防止のため必要に応じて監視員等を配置すること。 (2) 安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。
1	1	1	31 33	環境対策	1	工事実施にあたっては、工事の周辺地域における騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止に加え、希少動植物への配慮やカーボンニュートラルの実現に向けたCO ₂ 排出削減、省エネルギーの推進等に努めること。
					8	騒音規制法第3条の規定に基づき定められた地域において使用する建設機械については、国土交通省が定めた「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を用いるものとする。 なお、規制地域を表示した図面は、関係市役所に備え置いてある。 注) 現在、町村の区域については指定された規制区域はなし。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																										
1	1	1	31 33	環境対策	追-1	受注者は、河川工事等により流水の汚濁が予想される場合は、水質汚濁防止法を遵守し、汚濁の量、期間が最小限となるよう努めなければならない。																										
					追-2	下記に示す工種については、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)によるものとする。																										
					<table><tr><th>工種</th><th>種別</th><th>細別</th><th>工法概要</th></tr><tr><td rowspan="6">地盤改良工</td><td rowspan="3">固結工</td><td>粉体噴射攪拌</td><td rowspan="3"><深層混合処理工法>地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な地盤改良を形成する工法</td></tr><tr><td>高圧噴射攪拌</td></tr><tr><td>スラリー攪拌</td></tr><tr><td rowspan="3">表層安定処理工</td><td>薬液注入</td><td>地盤中に薬液(セメント系)を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法</td></tr><tr><td>安定処理</td><td><表層混合処理工法>セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法</td></tr><tr><td>路床安定処理工</td><td>路床安定処理</td><td>路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法</td></tr><tr><td>舗装工</td><td>舗装工各種</td><td>下層路盤 上層路盤</td><td><セメント安定処理工法>現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法</td></tr><tr><td>仮設工</td><td>地中連続壁工 (柱列式)</td><td>柱列杭</td><td>地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする</td></tr></table>		工種	種別	細別	工法概要	地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌	<深層混合処理工法>地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な地盤改良を形成する工法	高圧噴射攪拌	スラリー攪拌	表層安定処理工	薬液注入	地盤中に薬液(セメント系)を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法	安定処理	<表層混合処理工法>セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法	路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法	舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	<セメント安定処理工法>現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法	仮設工	地中連続壁工 (柱列式)	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする
					工種	種別	細別	工法概要																								
					地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌	<深層混合処理工法>地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な地盤改良を形成する工法																								
							高圧噴射攪拌																									
							スラリー攪拌																									
						表層安定処理工	薬液注入	地盤中に薬液(セメント系)を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法																								
							安定処理	<表層混合処理工法>セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法																								
							路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法																							
舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	<セメント安定処理工法>現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法																													
仮設工	地中連続壁工 (柱列式)	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする																													
<備 考> 1. 土砂にセメント及びセメント系固化材を混合した改良土を用いて施工する、盛土、埋戻、土地造成工法についても対象とする。 2. 石灰パイル工法、薬液注入工法(水ガラス系・高分子系)、凍結工法、敷設材工法、表層排水工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法は対象外とする。																																
追-3	受注者は、1-1-1-27 の「工事中の安全確保」の研修・訓練等の機会に、工事現場及びその周辺の環境保全に努めることについて、作業員全員に周知すること。 (例)・建設機械を使用しないときは、アイドリングストップに努める。 ・雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。 ・現場事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。																															
1	1	1	33 35	交通安全管理	3	「道路工事等保安施設記録簿」(島根県公共工事共通仕様書様式第65号)は、監督職員の承諾を得て他の様式に変更することができる。																										
追加		警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合は、以下によること。																														

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	33 35	交通安全管理	追加	1. 自社従業員※による交通誘導を行う場合の条件 (1) 交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所(交通誘導警備員Aの配置を要しない箇所)であること。 (2) 交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第14条で規定する以外の者であること。 (3) 交通誘導業務に従事する時間内は、専任により当該業務に従事すること。 (4) 交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。 ※自社従業員…受注者(元請け)の従業員。下請けの従業員は該当しない。 2. 警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提示 自社従業員による交通誘導を行おうとする場合は、監督職員と協議し、3社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提示すること。 なお、島後地区(隠岐の島町)においては1社以上とし、島前地区(海士町、西ノ島町、知夫村)においては不要とする。 3. 交通誘導員の配置計画の提出 (1) 交通誘導業務の着手前に交通誘導員の配置計画を提出すること。 (2) 配置計画に変更が生じた場合は、変更理由を付して変更の配置計画を提出すること。 (3) 受注者が「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載すること。 4. 実績の報告 交通誘導業務に従事した日時(時間帯)及び配置場所を記載した日報^(※1)、及び交通誘導業務に従事した状況を確認できる写真^(※2)を提出すること。 ※1…主任技術者(主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人)の確認印を押印したもの ※2…配置状況を確認できる1日1枚以上の写真 5. その他 交通誘導の作業が連動する(分離不可の作業)一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法に違反するので、行ってはならない。 図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	36 38	官公庁等への手続等	追加	内水面漁業協同組合と工事内容の確認等が必要な場合は下記による。 1. 受注者は、工事着手前に漁業組合長等と様式－3により工事内容の確認を行わなければならない。 2. 受注者は、前項において説明・現地確認を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。 3. 受注者は、第1項又は第2項の確認をしたときには、組合長より回答書を得なければならない。 4. 受注者は、第1項又は第2項の確認がなされたときには、その旨監督職員に報告しなければならない。 5. 受注者は、第1項又は第2項の確認が不調に終わったときには、その旨監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 6. 受注者は、工事が完了したときには、様式－4により工事完了届けを組合長に提出しなければならない。
1	1	1	38 40	工事測量	1 追加	測量結果については、設計図書、貸与資料等と差違がない場合は提出の必要はない。 刈払いを行う場合は、切り口を低くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保すること。
1	1	1	43 45	石綿使用の有無について		解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、監督職員と協議の上、設計変更で計上するものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。 (参考) 石綿(アスベスト)対策に係る掲載ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/asbest/
1	1	1	44 46	公共工事等における新技術活用の促進	追-1 追-2	1. 受注者は当該工事における、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の適用について検討を行うこと。 なお、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の情報は以下に掲載している。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shimane_hatsu/hayami_hyo.html 2. 検討の結果、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議すること。 「しまね・ハツ・建設ブランド」における「実証フィールド工事対象技術」を使用する場合は、フィールド工事報告書の施工者欄に検証項目に対する評価等を記入し、発注者へ提出すること。
1	1	1	47 49	県内産資材の使用	追-1 追-2	生コンクリート類、アスファルト混合物類、砕石類、コンクリート二次製品資材については適切な品質が確保できない場合を除き、県内産を使用するものとする。これ以外の資材についても原則として県内産を使用するものとする。 受注者は、「島根県公共工事共通仕様書」の参考様式『施工計画書 主要資材一覧表』に、使用する主要資材全てについて製造会社(販売会社)の所在地等を記入のうえ施工計画書に添付しなければならない。また、やむを得ず県内産資材を使用できない場合は、その理由の詳細を書面(様式－1)で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。
1	1		追加	監督体制の強化等		「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第15条に基づき発注者が行う「監督体制の強化等」として下記措置に応じるものとする。 (1) 施工体制台帳の内容聴取 (2) 施工計画書の内容の聴取 (3) 重点的な監督業務の実施 (4) 労働安全部局との連携 (5) 中間検査の実施 (6) 下請業者への適正な支払確認等のための立入検査